平成２３年（フ）第８６号
静岡県磐田市大中瀬816番地
破産者　株式会社ミュウテック
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
静岡県浜松市中区山下町７番地
破産者　有限会社エヌ・エス・ケー
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０５号
長野県安曇野市穂高6331番地２
破産者　深田　宣昭
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３６２４号
札幌市中央区南19条西16丁目５番10―306号
破産者　安彦　　裕
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９４６号
札幌市中央区南15条西１丁目１番30―216号室、開始決定時の住所札幌市中央区南13条西１丁目２番10―201号
破産者　川中　正彦
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０５７号
札幌市西区八軒３条東４丁目２番11号　えびなハイツ４―Ｄ号
破産者　遠藤　則行
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４６号
札幌市南区北ノ沢８丁目７番34号　宮崎マンション203号
破産者　武藤　健史
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３５号
札幌市豊平区豊平５条10丁目１番１―302号
破産者　岩渕　芳美
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６４３号
札幌市手稲区前田11条10丁目６番12号
破産者　三國美恵子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３７号
仙台市泉区松森字八沢80番地　グランヒル101
破産者　齋藤　達三
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
仙台市宮城野区栄２丁目17番14号　ウィステリア中野栄101
破産者　後藤奈穂美（旧姓木村）
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
仙台市青葉区立町16番22―1102号
破産者　鈴木　孝幸
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
仙台市若林区遠見塚２丁目20番20号
破産者　小川　弥澄
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５４０号
仙台市宮城野区福室５丁目23番９―101号
破産者　佐々木健一
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
茨城県結城郡八千代町大字西大山544番地５
破産者　爲我井君夫
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３２６号
茨城県古河市女沼1639―６　パルネットＫⅡ―103号室、住民票上の住所茨城県古河市諸川598番地３
破産者　堀口　高雄
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３８４号
茨城県古河市下大野1437番地５、前住所茨城県筑西市下川島336番地１
破産者　千葉不二雄
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３９８号
茨城県古河市関戸921番地
破産者　峰　　政夫
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３３号
栃木県那須塩原市西三島２丁目169番地２サンライズウエストタウン106号、申立時の住所茨城県筑西市西方1575番地２
破産者　落合稿之助
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部